加 東 市 臨 時 教 育 委 員 会 次 第

令和８年３月３１日(火)
書面決議（メール・郵送施行）

１　議　　題

第２０号議案　加東市学校給食センター規則の一部を改正する規則制定の件
第２１号議案　加東市教育支援委員会規程の一部を改正する訓令制定の件
第２２号議案　加東市立学校に配置する会計年度任用職員に関する規程の一部を改正する訓令制定の件

次回の定例教育委員会
日　時　　令和８年４月２１日（火）　午前９時３０分から（予定）
場　所　　加東市役所　３階　３０１会議室

第２０号議案

加東市学校給食センター規則の一部を改正する規則制定の件

加東市学校給食センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年３月３１日提出

加東市教育長　藤　原　路　寛

加東市教育委員会規則第　　号

加東市学校給食センター規則の一部を改正する規則

加東市学校給食センター規則（平成１８年加東市教育委員会規則第１８号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　前	改　正　後
（運営委員の選出範囲） 第１０条　運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)　学校医代表 (2)　健康福祉事務所代表 (3)　学校長代表	（運営委員の選出範囲） 第１０条　運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)　学校医代表 (2)　学校薬剤師代表 (3)　健康福祉事務所代表

(4)　学校 PTA 代表	(4)　学校長代表 (5)　学校 PTA 代表 (6)　その他市が必要と認めたもの ２　〔略〕

備考　表中の〔　〕の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

第２０号議案　要旨

加東市学校給食センター規則の一部改正（要旨）

１　改正理由

運営委員会の委員について、学校給食施設及び設備の衛生管理の協力を得ている学校薬剤師、またその他市が必要と認めたものを追加し、学校給食センター運営委員会の委員構成を現状に即したものとするため、所要の改正を行うものである。

２　改正内容

運営委員会の委員について、学校薬剤師代表並びにその他市が必要と認めたものを追加する。（第１０条関係）

３　施行期日　　令和８年４月１日

第２１号議案

加東市教育支援委員会規程の一部を改正する訓令制定の件

加東市教育支援委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年３月３０日提出

加東市教育長　藤　原　路　寛

加東市教育委員会訓令第　　号

加東市教育支援委員会規程の一部を改正する訓令

加東市教育支援委員会規程（平成３０年加東市教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　正　前	改　正　後
（庶務） 第８条　委員会の庶務は、教育委員会事務局こども未来部発達サポートセンターにおいて処理する。	（庶務） 第８条　委員会の庶務は、教育委員会事務局こども未来部学校教育課において処理する。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

第２１号議案　要旨

加東市教育支援委員会規程の一部改正について

１　改正理由

児童生徒の学籍に関する業務を学校教育課に統合し、組織運営の効率化を図るため、所要の改正を行うものである。

２　改正内容

庶務を担当する部署を発達サポートセンターから学校教育課に改める。（第８条関係）

３　施行期日　　令和８年４月１日

第２２号議案

加東市立学校に配置する会計年度任用職員に関する規程の一部を改正する訓令制定の件

加東市立学校に配置する会計年度任用職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年３月３０日提出

加東市教育長　藤　原　路　寛

加東市教育委員会訓令第　　号

加東市立学校に配置する会計年度任用職員に関する規程の一部を改正する訓令

加東市立学校に配置する会計年度任用職員に関する規程（令和２年加東市教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1)　改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

(2)　改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(3)　改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　前				
別表（第３条関係）				
	配置	任用要件	業務内容	勤務条件
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

改　正　後				
別表（第３条関係）				
	配置	任用要件	業務内容	勤務条件
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

スクールサポートスタッフ	〔略〕	〔略〕	〔略〕	(1)　校長が指定する日 (2)　１日４～６時間かつ週３～４日 (3)　週１６時間以内	スクールサポートスタッフ	〔略〕	〔略〕	〔略〕	(1)　校長が指定する日。この場合において、加東市立学校の管理運営に関する規則（平成１８年加東市教育委員会規則第１２号）第３条第１項に規定する休業日（以下「休業日」という。）は、勤務を要しない日とすることができる。ただし、休業日において上限１０日間の範囲で勤務を要する日とすることができる。 (2)　週１５時間以内 〔削る〕
スクールアシスタント	〔略〕	〔略〕	〔略〕	(1)　校長が指定する日。この場合において、加東市立学校の管理運営に関する規則（平成１８年加東市教育委員会規則第１２号。以下「管理規則」という。）第３条第１項に規定する休業日（以下「休業日」という。）は、	スクールアシスタント	〔略〕	〔略〕	〔略〕	(1)　校長が指定する日。この場合において、休業日は、勤務を要しない日とすることができる。

				勤務を要しない日とすることができる。 (2)　〔略〕	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
学校司書	〔略〕	〔略〕	〔略〕	(1)　校長が指定する日。この場合において、休業日は、勤務を要しない日とすることができる。ただし、管理規則第３条第４号の夏季休業日に規定する期間は、上限１０日間の範囲で勤務を要する日とする。 (2)　〔略〕	

				(2)　〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
学校司書	〔略〕	〔略〕	〔略〕	(1)　校長が指定する日。この場合において、休業日は、勤務を要しない日とすることができる。ただし、上限１０日間の範囲で勤務を要する日とすることができる。 (2)　〔略〕

備考　表中の〔　〕の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

第２２号議案　要旨

加東市立学校に配置する会計年度任用職員に関する規程の一部改正（要旨）

１　改正理由

スクールサポートスタッフの勤務条件を改めることに伴い、所要の改正を行うものである。

２　改正内容

スクールアシスタントサポートスタッフの勤務条件を改めることに伴い、スクールアシスタント及び学校司書について所要の文言を整理する（別表関係）

３　施行期日　　令和８年４月１日